



お問い合わせ 保健センターげんき荘 地域包括ケア推進係 ☎0982(72)6900

認知症に関する取り組み 『認知症サポーター養成講座』の紹介

【認知症は誰がなってもおかしくありません】

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症の人が地域で穏やかに過ごすためには、家族をはじめ、まわりの方の接し方も重要です。認知症に対する知識や周囲のサポートの方法などを理解し、接していただくことが、認知症の人の穏やかな暮らしにつながります。

今回は、取り組みの一部を紹介します。

【認知症サポーター中学生養成講座】

毎年、町内の中学校1年生を対象に開催しています。

内容は、「認知症の理解」「認知症の人と接するときの心構え」についてです。

そして、実際に介護を経験された方の体験談や認知症家族の会（ふじ光の会）の活動の話を交えて講話を行っています。

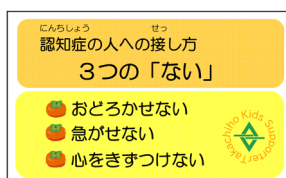
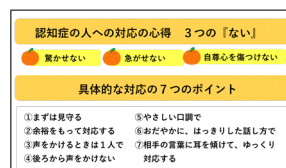
「あなたならこんな時どうする?」といったグループワークでは、みんな積極的に議論に参加し、感心するような発言も聞かれています。

令和7年度からオレンジリングの代わりに、“認知症サポーターカード”をお渡ししています。

【小学生にはキッズサポーターとして】

町内の小学校4年生を対象に、総合的な学習の時間で「認知症ってなあに?」の講話を行っています。内容は、年を重ねたとき身体の変化や認知症とはどんな症状があるのかを説明し、実際に自分たちは何ができるかを考えてもらいます。なじみやすいようにクイズ形式にしています。

田原小学校では参観日に開催し、保護者の皆さまにも一緒に参加していただきました。終了後は、意識向上のために、“キッズカード”と認知症家族の会（ふじ光の会）で作成した“草木染のハンカチ”をお渡ししています。



【認知症サポーターになりませんか?】

「認知症ってどんな症状なの?」「認知症の対応の仕方が知りたい」などについて、分かりやすく説明します。

少人数でもOKです。お友達やご近所さん、地域の集まりで、いろいろな場にお伺いします。時間も要相談でお受けします。認知症について理解を深め、地域での支え合いにご協力をお願いします。

【令和6年度】

・町内の中学校1年生 ・天岩戸郵便局 ・高齢者大学

お気軽にご相談ください！

保健福祉総合センターげんき荘
地域包括ケア推進係 ☎72-6900(直通)



お問い合わせ 町民生活課 国民年金係 ☎0982(73)1203

障害基礎年金について

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

受給の要件

つぎの①から③のすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が、次のいずれかの間にあること。

・国民年金加入期間

・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間

②障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。

③初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

ただし、初診日が令和8年3月末日までにあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

障害の程度

●障害の程度1級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

●障害の程度2級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

年金額

●1級 103万9,625円+（子の加算額）…68歳以下
103万6,625円+（子の加算額）…69歳以上
●2級 83万1,700円+（子の加算額）…68歳以下
82万9,300円+（子の加算額）…69歳以上

●2人まで …1人につき23万9,300円
●3人目以降の子…1人につき 7万9,800円
子の加算額は、その方に生計を維持されている子がいるときに加算されます。
なお、子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子です。

※令和7年4月分から年金額が改訂されました。

郵便はがき

料金受取人払郵便

延岡局承認

74

差出有効期限
令和8年12月
19日まで

宮崎県西臼杵郡
高千穂町大字三田井 13 番地

高千穂町役場
企画観光課 行



ご住所 □□□□□□□□

電話番号 () -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます

点線に沿ってお切りください郵便はがきも可